

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月17日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査 (農村整備課) 三

保安林予定森林 (森林整備課) 四

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 五

道路の位置の指定 (建築指導課) 五

公告

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六

訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六

訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六

訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六

短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七

痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七

訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 七

指定居宅介護支援事業の廃止 (高齢保健福祉課) 七

指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢保健福祉課) 八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 八

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 (企業立地推進室) 八

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 一〇

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 一〇

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定 一

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正 一



山口県告示第三百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年六月十七日から同年七月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民環境部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二三〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (kg/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
四八 (二基)	一〇〇	平成一七、 七月、八	平成一七、 九月、三〇	平成一七、 一〇、一一
四八	五〇	"	"	"
				断 続 一四時間 間の使用 時の使用 間
				季節的変 動の概要 要

備考 「四八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十八号の火薬製造業の用に供する洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水		水 質		汚 染 状 態		の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 (mg/l)			
七	六・九	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、三〇〇・八
"	八・六	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、七二五・九
"	一〇	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、一八五
"	二〇	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、四三〇
一五	一〇	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、三〇〇・八
三〇	二〇	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、七二五・九
"	検出せず	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、三〇〇・八
二七・八四	二四・七七	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、三〇〇・八
四四・三五	三七・四	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、七二五・九
一・五八	一・二七	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、三〇〇・八
二・八	二・二五	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	一、七二五・九

山口県告示第三百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区友信トンネル建設工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区友信トンネル建設工事
- (一) 工事場所 萩市大字上小川東分字廣谷から同市大字中小川字奥畑までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	二九六メートル	八・〇メートル(車道六・五メートル)

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十四年山口県告示第五百五十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年六月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(一)の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

四一般国道
 九九〇号 美祢郡美東町大字絵堂字北山三一七の三地从から
 同郡 同町 同大字字刀祢河内一二一三の六地从から

平成十七年六月十八日

山口県告示第三百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字築出町八六九の五から同大字字瀬戸町九〇六に沿接する道路に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点から一八六度三五分五九秒七・〇〇メートルの地点を中心とする半径七・〇〇メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ北東側の円弧、4の地点と5の地点を結ぶ昭和四十六年四月六日付け指令港湾第二六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、5の地点と6の地点を結ぶ平成二年十二月二十一日付け指令港湾第六九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、6の地点から8の地点までを順次結んだ線、8の地点から三二九度二八分四三秒二・二〇メートルの地点を中心とする半径二・二〇メートルの円で8の地点と9の地点を結ぶ南側の円弧、9の地点と10の地点を結んだ線、10の地点から五六度二二分一秒五〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径五〇・〇〇メートルの円で10の地点と11の地点を結ぶ南西側の円弧、11の地点から13の地点までを順次結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字沖鍋島の沖鍋島四等三角点(北緯三三度五〇分四〇・七六一秒東経一三三度〇六分一三・六九五秒)から一一一度五〇分

二六秒一、五九七・四四メートルの地点

2の地点 1の地点から九七度四八分二秒三三・四七メートルの地点

3の地点 2の地点から九八度五二分〇秒一三・五〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一九度一分三六秒五・三九メートルの地点

5の地点 4の地点から一八九度五三分五七秒一三三・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一四、九七八・九〇平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成六年七月十九日 指令港湾第三〇七号

三 関係図書を閲覧できる市町村

上関町

四 認可を受けた者

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地

上関町

上関町長 柏原 重海

五 認可の年月日

平成十七年六月七日

山口県告示第三百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、美祢土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
美祢市大領町東分字上西一六五六の六	四・〇	四三・九	一七七・一三



(三三六) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社ランドケア	下松市西柳二丁目二番三〇号	みのり介護ステーション	下松市西柳二丁目二番三〇号	平成一七、六、一
株式会社香楓福	光市大字三輪一五〇六	株式会社香楓福	光市大字三輪一五〇六	"

(三三七) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	訪問入浴ステーションスマイルネット防府	防府市大字佐野一五二の一	平成一七、六、一

(三三八) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人シニアライフ会	大島郡周防大島町大字久賀四七六五の五	シニアライフ訪問看護ステーション	柳井市山根二六番三〇号	平成一七、六、一

(三三九) 訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
医療法人治徳会	周南市大字湯野四二一七の二	老人保健施設温泉の里	周南市大字湯野四二〇四の一	平成一七、六、一

(三四〇) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人萩市社会福祉事業団	萩市大字椿三四六〇の二	田万川小規模デイホームうたたね	萩市大字上田万	平成一七、六、一

有限会社富喜 美祢市大嶺町東 分一〇二五の一

有限会社ライフ サポートハウス 周南市大字呼坂 一〇〇六の四八

医療法人竹内医院 大字戸田 二七八三

有限会社オーパーツ介護センター 山陽小野田市大字東高泊一九一五の一五

有限会社真心会 熊毛郡田布施町大字下田布施六五〇の一〇

有限会社ナック 下関市山の田東町四番一〇号

有限会社さくら 豊田町大字中村六七四の二

社会福祉法人萩市社会福祉事業団 萩市大字椿三四六〇の二

愛介護支援センター 防府市駅南町八番三二二号

医療法人八葉会 周南市大字久米三二〇四の五

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

有限会社ライフ サポートどれみ 美祢市大嶺町東分三一六八の一

医療法人竹内医院 周南市大字戸田 二七八三

グループホーム 夜市のんた 周南市大字夜市 七二〇の一

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月十七日

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

有限会社ランドケア	周南市千代田町六番三号	みのり介護ステーション	周南市千代田町六番三号	平成一七、五、三一
有限会社フジコーポレーション	住崎町一三番一〇一四〇二号	ふじ・介護ステーション周南	住崎町一三番一〇一四〇二号	" "
有限会社マインド	柳井市神代二八九	有限会社マインド	柳井市神代二八九	" 四、三〇

(三四五) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業を廃止した事業所

指定居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社あんしん福祉会	山口市湯田温泉五丁目五番一号	共済苑居宅介護支援事業所	山口市湯田温泉五丁目五番一号	平成一七、四、三〇

(三四六) 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退がありました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定介護療養型医療施設名称	所在地	指定辞退年月日
宇部協立病院	宇部市五十目山町一六番二三号	平成一七、五、三一

(三四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年二月四日山口県公告(五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年六月十七日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル小月店
所在地 下関市清末五毛一丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年二月四日山口県公告(五九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年六月十七日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル小月店
所在地 下関市清末五毛一丁目四番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三四九) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 業務の概要

(一) 業務名
戦略的企業誘致宣伝業務

(二) 業務内容
企業に対する山口県の投資環境に関する宣伝

(三) 契約期間
契約締結の日の翌日から平成十八年三月三十一日まで

二 参加資格
この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

(二) 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十七号)に基づき競争入札参加資格(広告及び広報に係るものに限る。)を有する者であること。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

1 場所
山口市滝町一番一号 山口県商工労働部企業立地推進室

2 日時
平成十七年六月十七日から同年七月八日までの午前九時三十分から午後四時三十分まで

(二) 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所
山口県商工労働部企業立地推進室

3 受領期限
平成十七年七月八日午後四時三十分

(三) 企画提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所
山口県商工労働部企業立地推進室

3 受領期限

平成十七年七月二十九日午後四時三十分

(四) 審査
審査は、次の審査員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を平成十七年八月上旬に行う。

和田 卓也

上田 治智

家室 幸喜

坂田 和彦

林 正男

森 敏明

四 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 参加表明書の提出時において二の(二)の要件を満たしていない者にあつては、企画提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(六) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(七) 詳細については、山口県商工労働部企業立地推進室(電話〇八三一九三三三三三四五)に問い合わせる。

五 Summary

(1) Subject matter of the contract: Advertisement of investment environment in Yamaguchi Prefecture for a company
(2) Time-limit to express interests: 4:30 PM July 8, 2005
(3) Time-limit for the submission of advertising plan proposals: 4:30 PM July 29, 2005
(4) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Enterprise Induction Promotion Office, Commerce, Industry & Labor Department, Yamaguchi Prefecture

fectural Government 1-1 Takimachi, Yamaguchi City

(三五〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営大道北地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十四年三月二十五日

一 事業の名称

県営大道北地区ほ場整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

平成十四年十二月五日

一 事業の名称

県営大道北地区ほ場整備事業(第三換地区)

二 工事完了の時期

平成十五年三月二十日

一 事業の名称

県営大道北地区ほ場整備事業(第四換地区)

二 工事完了の時期

平成十一年八月五日

一 事業の名称

県営大道北地区ほ場整備事業(第五換地区)

二 工事完了の時期

平成十一年八月五日

一 事業の名称

県営上田真鍋地区担い手育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成十三年十二月一日

一 事業の名称

県営嘉年下地区担い手育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成十五年二月十九日

(三五二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市美里町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香川県高松市藤塚町一丁目一番二二号

株式会社穴吹工務店

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字田中、字北河内及び字東河内

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

マックスバリュ西日本株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字浅江字かけ口

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市光井七丁目五〇番七―三〇三号

森山 直洋



山口県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十七年六月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム貴船園	下関市貴船町三丁目四番一号	平成一七、五、二四
特別養護老人ホーム才アシスはぎ園	萩市大井一七二三の六一	" "
特別養護老人ホーム灘海園	岩国市黒磯町二丁目一六番一号	" "
特別養護老人ホーム伊保庄園	柳井市伊保庄一の二	" "

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「山口県貴船園	貴船町三丁目四番一号	昭和四六、二、二三、
「特別養護老人ホーム山口県はぎ園	大字大井一七二三の六	昭和五五、六、一一、
「山口県灘海園	黒磯町二丁目一六番一号	昭和四七、七、一〇」及び

平成十七年六月十七日印刷
平成十七年六月十七日発行

「山口県伊保庄園
削る。」

発行所

柳井市大字伊保庄二の二

山口県知事
山口県知事

昭和五二、七、一三を

定価一箇月 金二千七百円(送料共)